（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。

二　国内航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（削る）

五～八　（略）

九　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十一　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十二　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十三　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十四　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

3　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関する事務をつかさどる。

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一　国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

四　航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。

五～八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関すること。

四　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。

五　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

六　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

七　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

八　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

九　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

（新設）